

令和7年度市川市介護サービス事業者集団指導 ～重点指導項目について～

【アンケートの提出について】

下記2種類の集団指導を受講したのち、アンケートをご提出ください。
アンケートの提出をもって、出欠確認に代えさせていただきます。
なお、集団指導資料は、市川市公式Webサイト上に掲載しております。

- ・重点指導項目について（本動画）
- ・書面形式集団指導（書面のみ）

アンケート回答先

<https://logoform.jp/form/cGft/683921>



※動画の掲載は、令和7年9月19日までの限定公開です。

※アンケートの提出期限は、令和7年9月26日です。

目次

- I. 令和6年度介護報酬改定に係る各基準省令の経過措置期間終了について
- II. ケアプランデータ連携システムの導入について
- III. 電子申請届出システムの利用について
- IV. 情報公表制度の見直しと経営情報データベースの新設について
- V. 運営指導の指摘事項項目について

1. 令和6年度介護報酬改定に係る各基準省令の 経過措置期間終了について

1. 業務継続計画未策定減算

※一部の介護サービス事業所は、令和6年4月1日から義務化

2. 身体拘束廃止未実施減算

※一部の介護サービス事業所は、令和6年4月1日から義務化

3. 介護職員等処遇改善加算の加算Ⅴの廃止

4. 重要事項のウェブサイトへの掲載

1.業務継続計画未策定減算

	① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	② 夜間対応型訪問介護	③ 地域密着型通所介護	④ (介護予防)認知症対応型通所介護	⑤ (介護予防)小規模多機能型居宅介護	⑥ (介護予防)認知症対応型共同生活介護	⑦ 地域密着型特定施設入居者生活介護	⑧ 看護小規模多機能型居宅介護	⑨ 居宅介護支援	⑩ 介護予防支援	⑪ 第1号訪問事業	⑫ 第1号通所事業
1.業務継続計画未策定減算	○	○	※1	※1	※1	※1	※1	※1	○	○	○	※1
2.身体拘束廃止未実施減算					○	※2	※2	○				
3.介護職員等処遇改善加算の加算Vの廃止	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○
4.重要事項のウェブサイトへの掲載	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

- ※1 感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画策定を行っている場合には、R7.3.31まで減算の適用は猶予されていた。
- ※2 短期利用型の介護給付費についても、R7.4.1から減算の適用とされた。
 ((介護予防)認知症対応型共同生活介護費、地域密着型特定施設入居者生活介護費は以前から規定されている。)

業務継続計画未策定減算の要件

減算の施行時期		
	対象サービス	施行時期
①	地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、第1号通所事業	令和6年4月 ※ただし、令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合は、減算しない。
②	定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、居宅介護支援、介護予防支援、第1号訪問事業	令和7年4月

単位数

- ・ 認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護
⇒ 所定単位数の**100分の3**に相当する単位数を減算
- ・ その他サービス（居宅介護支援、地域密着型通所介護等）
⇒ 所定単位数の**100分の1**に相当する単位数を減算

業務継続計画未策定減算の要件

運営に関する基準（業務継続計画の策定等）

- 1 感染症及び災害発生時において、サービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じる
- 2 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う

業務継続計画未策定減算の要件

感染症もしくはは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合や、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じられていない場合に減算

※計画の周知、研修、訓練及び定期的な計画の見直しの実施の有無は、減算の要件ではない。

※運営指導等で不適切な運営を確認した場合、
「基準を満たさない事実が生じた時点」まで遡及して減算されます

（例：令和7年10月に居宅介護支援事業所の運営指導で、業務継続計画の未策定が判明
⇒ 令和7年4月から減算）

2.身体拘束廃止未実施減算

	① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	② 夜間対応型訪問介護	③ 地域密着型通所介護	④ (介護予防)認知症対応型通所介護	⑤ (介護予防)小規模多機能型居宅介護	⑥ (介護予防)認知症対応型共同生活介護	⑦ 地域密着型特定施設入居者生活介護	⑧ 看護小規模多機能型居宅介護	⑨ 居宅介護支援	⑩ 介護予防支援	⑪ 第1号訪問事業	⑫ 第1号通所事業
1.業務継続計画未策定減算	○	○	※1	※1	※1	※1	※1	※1	○	○	○	※1
2.身体拘束廃止未実施減算					○	※2	※2	○				
3.介護職員等処遇改善加算の加算Vの廃止	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○
4.重要事項のウェブサイトへの掲載	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※1 感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画策定を行っている場合には、R7.3.31まで減算の適用は猶予されていた。

※2 短期利用型の介護給付費についても、R7.4.1から減算の適用とされた。

((介護予防)認知症対応型共同生活介護費、地域密着型特定施設入居者生活介護費は以前から規定されている。)

身体拘束廃止未実施減算の要件

運営に関する基準及び身体拘束廃止未実施減算の要件

次の基準が満たされていない場合

- ・ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由（切迫性、非代替性、一時性の3要件）を記録。
- ・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催し、その結果について介護従業者に周知
- ・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備
- ・ 身体的拘束等の適正化のための定期的な研修

単位数

- ・ 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、短期利用型認知症対応型共同生活介護、短期利用型地域密着型特定施設入居者生活介護
⇒ 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算
- ・ 認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護
⇒ 所定単位数の100分の10に相当する単位数を減算

※運営指導等で不適切な運営を確認した場合、発見した月の翌月から減算されます
(例：令和7年10月に小規模多機能型居宅介護事業所の運営指導で事実が発覚 ⇒ 令和7年11月から減算)

3.介護職員等処遇改善加算の加算Ⅴの廃止

	① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	② 夜間対応型訪問介護	③ 地域密着型通所介護	④ (介護予防)認知症対応型通所介護	⑤ (介護予防)小規模多機能型居宅介護	⑥ (介護予防)認知症対応型共同生活介護	⑦ 地域密着型特定施設入居者生活介護	⑧ 看護小規模多機能型居宅介護	⑨ 居宅介護支援	⑩ 介護予防支援	⑪ 第1号訪問事業	⑫ 第1号通所事業
1.業務継続計画未策定減算	○	○	※1	※1	※1	※1	※1	※1	○	○	○	※1
2.身体拘束廃止未実施減算					○	※2	※2	○				
3.介護職員等処遇改善加算の加算Ⅴの廃止	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○
4.重要事項のウェブサイトへの掲載	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※1 感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画策定を行っている場合には、R7.3.31まで減算の適用は猶予されていた。

※2 短期利用型の介護給付費についても、R7.4.1から減算の適用とされた。

((介護予防)認知症対応型共同生活介護費、地域密着型特定施設入居者生活介護費は以前から規定されている。)

介護職員等処遇改善加算の加算Ⅴの廃止

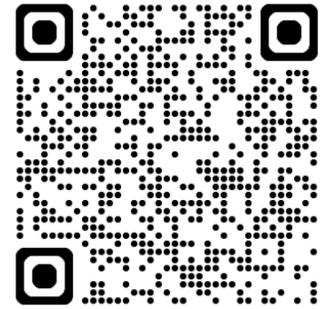
対象者：介護職員への配分を基本とするが、事業所内での柔軟な職種間配分が認められる。



加算の取得や上位区分の移行をご検討ください！

介護職員等処遇改善加算の参考資料のご案内

参考：厚生労働省公式webサイト



- ・「介護職員等処遇改善加算に関する制度概要」

<https://www.mhlw.go.jp/shogu-kaizen/index.html>

- ・「介護職員等処遇改善加算に関するQ & A」

<https://www.mhlw.go.jp/shogu-kaizen/inquiry.html>

4.重要事項のウェブサイトへの掲載

	① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	② 夜間対応型訪問介護	③ 地域密着型通所介護	④ (介護予防)認知症対応型通所介護	⑤ (介護予防)小規模多機能型居宅介護	⑥ (介護予防)認知症対応型共同生活介護	⑦ 地域密着型特定施設入居者生活介護	⑧ 看護小規模多機能型居宅介護	⑨ 居宅介護支援	⑩ 介護予防支援	⑪ 第1号訪問事業	⑫ 第1号通所事業
1.業務継続計画未策定減算	○	○	※1	※1	※1	※1	※1	※1	○	○	○	※1
2.身体拘束廃止未実施減算	/	/	/	/	○	※2	※2	○	/	/	/	/
3.介護職員等処遇改善加算の加算Vの廃止	○	○	○	○	○	○	○	○	/	/	○	○
4.重要事項のウェブサイトへの掲載	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※1 感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画策定を行っている場合には、R7.3.31まで減算の適用は猶予されていた。

※2 短期利用型の介護給付費についても、R7.4.1から減算の適用とされた。
 ((介護予防)認知症対応型共同生活介護費、地域密着型特定施設入居者生活介護費は以前から規定されている。)

重要事項のウェブサイトへの掲載

改正前

- ・ 運営規程の概要等の重要事項を事業所内に掲示

改正後

- ・ 運営規程の概要等の重要事項を事業所内に掲示 **+** ウェブサイト（法人のホームページや介護サービス情報公表システム）上で掲載

介護サービス情報公表システム上で掲載をする場合は、「事業所の特色」の欄にて掲載可能

The screenshot displays the '介護事業所・生活関連情報検索' (Nursing Care Facility and Life-Related Information Search) website. The page is for Chiba Prefecture (千葉県) and is titled '介護事業所検索 > 事業所の特色' (Nursing Care Facility Search > Characteristics of the Facility). The interface includes a search bar, navigation tabs for '事業所の概要' (Facility Overview), '事業所の特色' (Facility Characteristics), '事業所の詳細' (Facility Details), '運営状況' (Operational Status), and 'その他' (Others). The '事業所の特色' tab is currently selected. Below the tabs, there is a form with fields for '介護サービスの種類' (Type of Nursing Care Service), '所在地' (Location), and '連絡先' (Contact Information). The page also features a sidebar with navigation links such as '現在の検索条件' (Current Search Conditions), 'お気に入り事業所一覧' (Favorite Facility List), and '公表情報の読み解き方' (How to Read the Public Information).